



K G R A クラブ規則

関東ゴルフ練習場連盟

第1条(名称と事務所) 本会は、K G R Aクラブ(以下「クラブ」という)と称し、事務所を関東ゴルフ練習場連盟(以下「当連盟」という)に置く。

第2条(目的) 本規則は、クラブに所属するクラブメンバーの身元保証の親元になるとともに、就業機会の開拓提供及びK G R Aプロフェッショナル研修会(以下「研修会」という)会員として恥じない人格能力の研鑽向上の支援に関する事項を運営推進することにより、ゴルフ練習場業界の健全な発展をはかり、ゴルフ産業界の繁栄に寄与することを目的とする。

第3条(クラブ入会の資格) クラブ入会の資格は、「K G R Aプロフェッショナル研修会会則」の「第1章(総論)第10項(変更手続き)(2)」及び「第2章(入会テスト)第25項(入会テストの実施及び受験資格)(1)②①」に該当した者とする。

第4条(事業) 本クラブは、次の事業を行う。

- 一 クラブメンバーの身元保証
- 二 特定業務の受託開発(求人先開拓拡大)とP R
- 三 雇用機会の醸成と雇用促進の支援
- 四 クラブメンバー資質の練磨滋養のための勉強会・実務実習会・管理技法講習会・IT技能講習会等自主的職業訓練の実施促進援助
- 五 ゴルフプロとして必要な情報の編集・提供・実施
- 六 クラブメンバー相互啓発・懇親・福祉向上の支援
- 七 その他、本規則の目的達成に必要な事業

第5条(入会手続き) 本クラブに入会を希望する者は、次の書類を提出し、研修会委員長の書類審査を受けなければならない。

- 一 K G R Aクラブ入会申請書
- 二 履歴書
- 三 就職斡旋申請書(就業活動を希望する者のみ)
- 四 誓約書

第6条(入会金と年会費および活動費)① 入会金と年会費および活動費は、次による。

- 一 入会金、年会費、活動費

	入会金	年会費	活動費
加盟練習場の所属を離れた者	10,000円	12,000円	受益者負担 実費
加盟練習場に所属していない者	30,000円	12,000円	同上

- 二 入会金及び年会費の支払時期は、「K G R Aプロフェッショナル研修会会則」に準ずる。
- 三 活動費は予定外(予算外)の特殊活動に要する費用で、受益者負

担で実費精算とする。

- ② 前項の金額は、経済変動状況により、研修会委員会の議を経て変更する。

第7条(クラブメンバー遵守義務) クラブメンバーは、次の各号を遵守しなければならない。

- 一 クラブメンバーは、「K G R Aプロフェッショナル研修会会則」、研修会委員長、就業先の指示命令を誠実に遵守しなければならない。
- 二 指導業務・スクール業務・管理業務等就職を希望する者は、「就職斡旋申請書」を、研修会委員長に提出しなければならない。
- 三 クラブメンバー同士で、地域別、小グループ別、課題別等の自主活動をする時は、活動計画、実施報告をその都度研修会委員長に提出しなければならない。

第8条(退会) クラブメンバーは、次の各号の一つに該当するときは退会とする。

- 一 死亡したとき
- 二 クラブの退会を希望するとき(K G R Aプロフェッショナル研修会も退会となる)
- 三 加盟練習場に所属したとき
- 四 研修会委員長が、クラブメンバーとして不相当と認めたとき

第9条(クラブ役員と任務)① クラブには、クラブ代表者、クラブ役員ならびにクラブ事務局を置き、本規則の目的・事業の遂行と達成に努める。

- ② クラブ代表者は、研修会委員長が当たり、クラブ役員は研修会委員が当たる。
- ③ クラブ役員会は、研修会委員会をもって当てる。クラブ役員会は、必要に応じ事業運営及びクラブメンバー提案等重要な事項を審議し理事会に付議する。
- ④ クラブ事務局は連盟事務局が当たる。
- ⑤ クラブ役員の任期は、当連盟役員に準ずる。

第10条(クラブの収支) クラブの収支はK G R Aプロフェッショナル研修会の収支に組み入れる。

第11条(本規則の改訂) 本規則の改定は、研修会委員会の議を経て理事会に報告する。

附 則

本規則の実施は、平成16年1月1日とする。

- | | | | |
|------------|------|-----------|-----|
| (平成21年4月1日 | 一部改正 | 平成22年4月1日 | 施行) |
| (平成24年1月1日 | 一部改正 | 平成24年1月1日 | 施行) |
| (令和2年1月1日 | 一部改正 | 令和2年3月1日 | 施行) |